

地本業務ニュース

JR 東海 労・静岡 地方本部

NO. 10 2018年3月6日

発行者：JR 東海 労静岡地方本部 植松昌彦

『申第8号』「ワンマン列車の運転士用タブレットに対する申し入れ」

について業務委員会開催

導入ありきタブレット使用中止を！

タブレットでホームミラーが死角に！

地本は、3月1日『申第8号』「ワンマン列車の運転士用タブレットに対する申し入れ」について業務委員会を開催しました。身延線・御殿場線においてワンマン列車でも運転士用タブレットが試行導入されています。タブレットを現在の設置台に据え付け使用すると、ワンマン列車では発車時にタブレットの位置が死角になります。そのため、着座姿勢からでは運転室前面中央のガラス貫通扉のガラス越しでの起動前のホーム上の安全確認が出来ません。よって、ホームミラーの改善がされない限り、ワンマン列車でのタブレット使用運転は安全を疎外するものであり、タブレットの使用を中止するよう求めてきました。以下会社回答と主な議論です。

<会社回答>

1. ワンマン列車の右側ホーム上にあるすべてのワンマンミラーを、改善又は増設によりホーム上の死角を無くすこと。又は、タブレットの設置位置を移動させタブレットによるワンマンミラーの死角を無くすこと。

[回答]

そのような考えはない。キャスト設置後のホーム上ワンマンミラーの視認性については、事前に全線区において問題がないことを確認済みである。

2. ワンマンミラーの死角が解消されない場合は、タブレットの使用を中止すること。

[回答]

1. に同じ。

<主な議論>

一部の乗務員と管理者の判断では調査も不十分！

組合：ワンマン運転をしている組合員の切実な要求である。是非とも改善をすること。

会社：回答をした通りである。

組合：線区において問題がないことを確認したのは誰が確認したのか。

会社：運輸区のタブレット担当助役、支社の運輸営業部のタブレット担当、海鉄事のタブレット担当が確認した。

組合：運転席に座って確認したのか。

会社：営業列車なので運転席には座っていない。

組合：運転室に同乗して確認をしたということか。

会社：運転室に同乗して、運転士から話を聞いた。

組合：運転士は問題がないと言ったのか。

会社：運転士と現場管理者から聞いて問題がなかった。

組合：具体的に誰に聞いたのか。名前を明らかにすること。

会社：指定した運転士に聞いた。

組合：全ての運転士には聞いていないのか。それでよいのか。

会社：担当者によって確認したので問題はない。

組合：問題ありだ。

首を傾け屈みこんでのミラー確認は疲労が蓄積！

組合：車両によっては、設置台がずれているものがある。他の車両の比較はしたのか。運転士によっては身長も違う。太っている運転士もいる。

会社：運転台はフレキシブルであり、支障があれば申告してもらえばよい。

組合：運転士がかがみこんで確認するのは問題である。

会社：視認性に問題はない。

組合：タブレット台をずらすとホームに死角ができる。

会社：タブレット台の角度はずれるようにしてある。調整ができる。

組合：ミラーはしっかり確認することと指導されている。見える範囲で確認しているが、タブレットが邪魔をして確認ができないと、大丈夫と憶測で判断し列車に近づいてきたお客様を見落としかねない。

会社：確認ができないところは個別に出してもらえばいい。

組合：この間問題にしてきている。何かあれば責任はすべて運転士に来るのだ。頭を動かして、体を動かして確認する作業が増える。

会社：許容の範囲である。

組合：首を傾けたり、腰を動かしたりする動作が増えることには間違いない。さらに、タブレットの確認動作も増えるのではないか。

会社：作業は増える。

組合：安全対策は、見にくい、確認がしにくいことを取り除くことだ。しかし、タブレットは、不安全要因となっている。

会社：酷な負担はかかっていない。ミラーを通じて車両のドアの確認をすることには変わりはない。

組合：ワンマン運転の負担が会社は分かっていない。身延線は、精算や案内などお客様対応もする。運転士にさらに負担を与えるものである。確実に仕事が増える。甲府から富士までの運転は長い。

許容の範疇ではない労働強化と不安全要因！

組合：見やすくするためにタブレットに連動したカメラの搭載し車両の確認をする等の対策をすべきだ。

会社：今の扱いは、許容の範疇であると考える。

組合：許容とは何か。

会社：何も運転席を離れて反対側まで確認しなさいということではない。

組合：安全に対して、労働に対しての許容の範疇ということか。

会社：視認性のこと。作業においても許容の範疇ということである。

組合：許容の範疇とは言い切れない。

会社：過酷な作業ということか。

組合：過酷になるということである。

組合：設置台の位置は変更しないのか。

会社：現行で特断問題はないと考える。

組合：運転士に体を動かせということか。身長も 20 c m の差があれば、太っている運転士もいる。

再考すること。

会社：説明してきた通りである。

組合：会社は問題ないというが、タブレットは作業が増え、安全確認をしにくくなるため運転士の負担となる。そのため重大事故を発生させる要因となる。会社の主張は理解できない。

会社：理解できないようで残念である。

組合：現場で働く運転士の声である組合の主張が解ってもらえない。対立だ。使用は止めること。

以 上